

(43)

(次) 僕一人人トシテノ意見ヲ示スルハ、申シモサレ程ガ、官職ニ就キ
テキル以上ハ、長官ノ意見ヲ聞カシムルハ、ナラナイ。ガ、僕一人トシ
テノ考ヲ言フナラバ、時同句題ハ、非常ニ重大ナ事トアル。又臨
時手書ヲ布給ニ直ストイフ事モ、臨時手書ノ本質上、世辰
商務者ノ意見ニヨリテ特ニ注意補助ノ為ニ給ハセラルモノ
ナルカ、取ニ其承諾ヲ得ズシテハ、到底學業出来マイト思フ
其トモ長官ノ欠点アル場合ニハ、僕即答ニモテ示スルベシ共、
今ハ、僕ノ権限トシテハ、何トモイフ事ハ出来ナイ。

(季) 長官ハハカラレルニシテモ、其回答期間ヲ示シテ世々ニタリ思
ヒマスガ如何デアラウカ

(次) リレハ困ル、更ニ申裂鉄所ノ方デモ、世々不得ル限リ、誠ニ事ヲ
以テ長官ノ所ニ打電スルウモリ知シ共、何分市販動
ニ近リ、近來ニ通信ノ輻輳ニ至ルニ至リテ、約ありとテ同
内ニ一週ニ言ハカハルカトイフ事ハ、受テ合ハレナイ。

(季) シカニ大約ノ見地ハ、何クモ、テセリ、今マデノ経験モアリ、
ワレ等ノ時同句ヲ許サレテ見タラ

(次) ソレハ何トモ言ハレヨ、殊ニ此際ノ様ニ通信ガ輻輳ス
ラ至ルニ、官報テスル事ニ、東急電線ニ、命令モカハル事モ、命令ハ、又長

官ガソノ電報ヲスガニテモ、受取ラレシナラ、更ニ申不幸ニシテ
長官ノ留意申シテモ、配直サレタスル、帰ラレルマデ、待ツテ
居ナラテハ、ナラナイカ、何トモ受合フ事ハ、出来ナイテ、セウ
君、直ニイテ、ハイウマデ、回答ヲシタラ、コイノテスカ、

(季) 僕ノ即答ニシテ、及チタカク、テスガ、事情ニヨリ得マセン